

令和2年4月8日

保護者各位

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う学童保育所の開所時間の短縮
及び登所自粛のお願いについて

日頃より、学童保育業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月8日付けで国が緊急事態宣言を発令したことに伴い、今後東京都より感染を防止する措置として学童保育所の運営規模の縮小等を含む要請が行われる予定です。

当市としましては学童保育所内で子どもを介した感染が広がることを防止するため、都の要請内容を待たず市としての対応方針を決定し、緊急事態宣言の発令期間中においては学童保育所の開所時間の短縮と徹底した家庭での保育のご協力による登所自粛をお願いすることとしました。

保護者の皆様におかれましては、ご苦労をおかけしますが、現下の状況を考慮いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内容をご理解いただいた上で、なお利用が必要な方は、お子様の体調に十分留意いただいた上で利用をしていただくようお願いいたします。

記

1 開所時間

原則、午前8時00分から午後5時00分まで

※ 家庭状況から、どうしても午後5時以降保育が必要な場合は、ご相談ください。

2 利用をお控えいただきたい家庭

- (1) 保護者が育児休業を取得中のご家庭の児童
- (2) 保護者が仕事をお休みの場合
- (3) 保護者が就労以外の理由（病気、障がい、介護・看護、求職活動中）で学童保育所を利用されているご家庭の児童で保護者が保育できる場合
- (4) その他家庭保育が可能と思われる場合

※例えば、在宅勤務の方、上の兄姉等がいる場合などで家庭保育に協力いただける場合

※開所時間の短縮、登所自粛のお願いは

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）までのお願いです。

【裏面に続きます】

3 受け入れ条件

(1) 検温

登所前に必ずご家庭で検温をお願いします。37.5度以上の発熱がある場合はお預かりできません。

(2) その他の体調

咳などの症状がある方場合もお預かりできません。

※1 発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは利用できません。

※2 ハンカチは必ず持たせてください。

※3 できるだけマスクの着用をお願いします。

4 利用の連絡について

家庭保育にご協力いただける場合も含め、学童保育所を欠席する場合は、必ず利用する学童保育所までご連絡ください。なお、定例の早退・欠席に変更のある場合も必ずご連絡ください。

5 問合せ先

① 小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話 042-387-9847

② 市立学童保育所各園

学童保育所	電話番号
さくらなみ学童保育所	042-383-1183
たけとんぼ学童保育所	042-383-5488
あかね学童保育所 A	042-385-3370
あかね学童保育所 B	042-385-3372
さわらび学童保育所	042-383-5489
たまむし学童保育所	042-385-9280
まえはら学童保育所	042-383-1179
ほんちょう学童保育所	042-385-3360
みどり学童保育所	042-383-1178
みなみ学童保育所	042-383-1167

<担当課からのお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大は予断を許さない状況にあり、学童保育所での児童同士の接触を可能な限り減らし、感染リスクを低減する趣旨から、原則として家庭での保育のご協力を引き続きお願いします。